参照条文目次 関税法施行規則及び電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

- 関税法施行令 (昭和二十九年政令第百五十号) (抄)
- 0000
  - 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号)(抄)関税法施行規則(昭和四十一年大蔵省令第五十五号)(抄)
- 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則(昭和五十二年大蔵省令第三十号)(抄)

## ◎ 関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)(抄)

(財務省令への委任)

第九十三条 法第九条の三第二項 令の実施に関し必要な細則は、 財務省令で定める。 (納税の告知)の納税告知書及び法第九条の四 (納付の手続) の納付書の様式その他法及びこの政

# ◎ 関税法施行規則(昭和四十一年大蔵省令第五十五号)(抄)

(書式)

条の五 |上欄に掲げるものの様式及び作成の方法は、それぞれ同表の下欄に掲げる書式に定めるところによる。| |条の五||法及び関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号。以下「令」という。)の規定により作成する書面のうち、 次の表

	納付書又は法第七十七条の三第一項(日本郵便株式会社による関税の納付等)の納付書
別紙第二号書式	法第九条の四(納付の手続)の納付書、法第七十七条第四項(郵便物の関税の納付等)の
,	
別紙第一号書式	法第九条の三第二項(納税の告知)の納税告知書

### 0 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号) 抄

(財務省令への委任)

の他法第二章又は第三章の規定の実施に関し必要な細則は、財務省令で定める。第七条(前各条に定めるもののほか、電子情報処理組織により輸入申告がされた貨物に係る関税等の納税告知書及び納付書の様式そ

#### 0 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則 (昭和五十二年大蔵省令第三十号)

抄

#### を

び作成の方法は、 合の読替規定)の規定により読み替えて適用する同法第三十六条第二項(納税の告知)に規定する納税告知書をいう。)の様式及 の三第二項(納税の告知)及び国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第四十五条第 一条 電子情報処理組織により輸入申告がされた貨物に係る関税等の納税告知書 別紙第一号書式に定めるところによる。 (関税法 一項(税関長又は国税局長が徴収する場 (昭和二十九年法律第六十一号) 第九条

施行令 方法は、 五条第一 付の手続)、とん税法施行令 電子情報処理組織により納税申告(とん税及び特別とん税にあつては、 一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項(納付の手続)に規定する納付書をいう。)の様式及び作成の (昭和三十二年政令第四十九号)第二条(とん税法施行令の準用)において準用する場合を含む。)及び国税通則法第四十 別紙第二号書式に定めるところによる。 (昭和三十二年政令第四十八号)第二条第二項(申告書の記載事項及び納付の手続) 申告) がされた関税等の納付書(関税法第九条の四 (特別とん税法